

入間市中心身障害者通学等移動介護人派遣事業の概要

- ・対象者の範囲

この事業は、一人での通学が困難な身体障害者（全身性障害者、視覚障害者等）、知的障害者の方が対象となります。

- ・対象者の年齢

学校（小学校から大学まで）へ通学する方であれば年齢は問いません。

- ・交通の手段

通学のための交通手段としては、徒歩や公共交通機関（電車・バス等）を利用する場合にはこの事業を利用できますが、自動車等による送迎は派遣の対象となりません。なお、派遣にかかる介護人の交通費は利用者が負担することになります。

- ・介護人の資格

介護人（ヘルパー）資格又は同等の経験がある者とします。また、原則として利用者本人又は家族からの推薦も必要とします。

- ・業務の範囲

学校内の活動に対する介護については、市内小・中学校には学校内に介助員がいるため対象となりませんが、高校、大学には介助員がいないため、派遣対象となります。また、介助員がいる学校であっても校外授業等場合によっては、派遣の対象となります。

- ・派遣時間

派遣時間は、1 カ月 1 5 0 時間を上限として、利用者の個々の状態により決定します。なお、派遣時間は月毎に異なります。

- ・介護人の報酬

介護人の報酬は、要綱上 1 時間 950 円以下と規定しています。（利用者負担はありません）なお、実際に支払われる金額は、所得税が源泉徴収された残額となります。

- ・保険の状況

介護人が事故によりケガした場合及びケガをさせたり損害を与えたりした場合に

備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入しています。

【傷害保険】死亡・後遺障害 650万円

入院日額 4,500円 通院日額 3,000円

【賠償責任保険】対人・対物 2億円